

四日市市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する規則を公布する。

平成27年3月20日

四日市市教育委員会委員長 渡 邊 悌 爾

#### 四日市市教委規則第3号

四日市市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、四日市市教育長（以下「教育長」という。）の勤務時間、  
休暇その他の勤務条件（以下「勤務時間等」という。）に関して必要な事項を  
定めるものとする。

(勤務時間等)

第2条 教育長の勤務時間等については、四日市市職員の勤務時間及びその他の  
勤務条件に関する条例（昭和28年四日市市条例第5号）及び四日市市職員の  
勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和60年四日市市規則第6号）に定  
める一般職に属する職員の規定を準用する。この場合において、規定中「任命  
権者」とあるのは、「四日市市教育委員会」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関  
する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地  
方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16  
条第1項の教育長をいう。）の教育委員会の委員としての任期中においては、  
この規則の規定は、適用しない。

(教育委員会教育総務課)